

学校法人カトリック・マリスト会学園 幼保連携型認定こども園

大和郡山カトリック幼稚園園則（運営規程）

制定 令和3年3月12日
改訂 令和4年3月9日
改訂 令和5年3月1日
改訂 令和6年3月1日
改訂 令和7年3月17日

（施設の目的及び運営の方針）

- 第1条 学校法人カトリック・マリスト会学園が設置する幼保連携型認定こども園大和郡山カトリック幼稚園（以下「当園」という。）は、カトリック精神に基づいて、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして子どもに対する教育と、保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う。また、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう最適な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
- 2 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）その他の関係法令等を遵守して運営する。
- 3 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称 学校法人カトリック・マリスト会学園
幼保連携型認定こども園大和郡山カトリック幼稚園
 - (2) 所在地 奈良県大和郡山市永慶寺町2番12号

（提供する教育・保育の内容）

- 第2条 当園は、モンテッソーリの教育理念を柱とし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容等）

- 第3条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、員数については、奈良県が定める配置基準以上とする。なお、員数は入園人数により変動することがある。
- (1) 園長 1人
園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - (2) 副園長 1人（配置する場合もある）
副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
 - (3) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

- (4) 保育教諭 常に 10 人以上の職員を配置する
保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

- (5) 事務職員 2 人
事務職員は事務に従事する。

2 当園の調理業務は給食提供会社との委託契約により実施する。

- (1) 管理栄養士 1 人
管理栄養士は、献立を作成し、調理業務及び食育に関する指導等を行う。
- (2) 調理員 1 人以上
調理員は、調理業務及び食育に関する指導補佐等を行う。

3 当園に園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。園医、園歯科医及び園薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師及び薬剤師に委嘱する。

- (1) 園医 1 人以上
園医は、園児の心身の健康管理（定期健康健診年 2 回）を行うとともに、当園からの相談に対し、指導・助言を行う。
- (2) 園歯科医 1 人
園歯科医は、園児の心身の健康管理（定期健康歯科健診年 2 回）を行うとともに、当園からの相談に対し、指導・助言を行う。
- (3) 園薬剤師 1 人
園薬剤師は、当園の環境衛生の検査や維持・改善に必要な指導及び助言を行うとともに、薬品等の管理等について指導及び助言を行う。

（教育・保育を行う日及び時間等）

第 4 条 当園が教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

2 支援法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1 号認定児」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (3) 冬季休業 12 月 20 日から 1 月 7 日まで
- (4) 学年末休業 3 月 19 日から 3 月 31 日まで
- (5) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 5 日まで
- (6) 創立記念日 2 月 27 日

3 当園が教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 開園時間
当園の開園時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 7時30分から18時30分まで

土曜日 7時30分から15時30分まで

(2) 教育標準時間

1号認定児に教育・保育を提供する時間

月曜日から金曜日 8時40分から14時00分まで

ただし、上記以外の時間において、保育が必要な場合は、預かり保育を提供する。

(3) 標準保育時間

次の時間の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間

月曜日から金曜日 7時30分から18時30分まで

土曜日 7時30分から15時30分まで

(4) 短時間保育時間

次の時間の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間

月曜日から金曜日 8時30分から16時30分まで

土曜日 7時30分から15時30分まで

ただし、上記以外の時間において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、延長保育を提供する。

(5) 当園は1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(利用の開始に関する事項)

第5条 当園は、市町村から教育・保育給付認定を受けた1号認定児の保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(3) 入園志望者が、当園の安全な運営に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合

2 上記(1～3)においては、当園の教育・保育理念及び建学の精神等に基づき、園長が決定する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号認定児」という。)及び同第3号の子ども(以下「3号認定児」という。)については、支援法第42条の規定に基づき、市町村から当園の利用が要請されたときは、当園はこれに応じる。

5 当園は、教育・保育の提供開始に際し、保護者に対し、本規程を交付して説明を行い、保護者と利用契約を交わすものとする。

(利用の終了に関する事項)

第6条 1号認定児の保護者は、退園を希望する場合、1か月以上前に理由を記して園長に願い出ることにより、前条の契約満了日より前に契約を終了できる。

- 2 当園を利用する2号認定児及び3号認定児が次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
- (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
 - (2) 保護者から当園の利用の取り消しの申出があったとき
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
- 3 当園又は当園の職員が、以下の事項に該当する行為を行った場合、保護者は第1項及び第2項によらず、ただちに契約を終了できる。
- (1) 正当な理由なく本規程に定める教育・保育を行わない場合
 - (2) 本規程第13条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 法令等の社会信義に反した場合
- 4 当園は、やむを得ない事情により休止又は廃止等となる場合には、1か月以上前に、保護者に対し文書で通知することにより、契約を解除できるものとする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第7条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定児	－	－	－	24人	24人	24人	72人
2号認定児	－	－	－	12人	12人	12人	36人
3号認定児	3人	12人	12人	－	－	－	27人
計	3人	12人	12人	36人	36人	36人	135人

(保育料等)

第8条 当園は、市町村が定める額の基本保育料の支払いを受けるものとする。

- 2 前項のほか、当園の教育・保育の質の向上を図る上で必要な次の各号の費用は、保護者が負担するものとする。
- (1) 入園手続費 入園時 5,000 円
 - (2) システム管理費 月 額 200 円
- 3 前2項に定めるもののほか、教育・保育において提供される便宜に要する次の各号の費用は、保護者が負担するものとする。なお、徴収した費用については、原則として返金しない。物価変動や社会情勢に応じて改定を要する場合、保護者の同意を得るものとする。
- (1) 食事提供費用

1号認定児	月額 6,400 円
1号認定児のうち、副食費減免者	月額 1,920 円
2号認定児	月額 9,600 円
2号認定児のうち、副食費減免者	月額 2,400 円
 - (2) 寝具リース費用 (大和郡山市内在住者) 月額 600 円
 (大和郡山市外在住者) 月額 1,815 円

- | | | |
|-------------------------------------|---------------------------|---------------|
| (3) おむつ処理費用 | 3号認定児のうち0, 1歳児 | 月額 300 円 |
| | 3号認定児のうち2歳児 | 月額 200 円 |
| (4) 送迎バス運行費用 | | 月額 5,000 円 |
| (5) 預かり保育提供費用 | 1号認定児（平日） | 30分間につき 100 円 |
| | 1号認定児（土曜） | 30分間につき 150 円 |
| (6) 延長保育提供費用 | 2号及び3号認定児（短時間利用者） | 30分間につき 150 円 |
| (7) 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 日本スポーツ振興センターの規程に基づく金額 | |
| (8) 絵本、日用品、文房具、制服その他の必要な物品の購入に要する費用 | 別途通知する「料金表」による金額 | |
| (9) 教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 | その都度通知する金額 | |
| (10) 保護者会会費 | 保護者会会則に基づく金額 | |
| (11) その他の費用 | 当園の利用において通常必要とされるものにかかる金額 | |

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第9条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、状況に応じて救急要請を行うほか、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の必要な措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに保護者に連絡する。事故の程度に応じて、関係機関及び大和郡山市こども福祉課に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 当園は、園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 当園は、非常災害に関する計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備、それらを職員に周知するとともに、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情相談等の受付）

第11条 当園は、保護者等からの苦情相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置する等の必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、当該苦情の内容等を記録するとともに、速やかに事実関係等を調査し、苦情申出者との話し合いによる解決に努めるとともに、必要な改善を行う。

(保険に関する事項)

第 12 条 当園は次の保険に加入する。保険金額は約款のとおりとする。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類 災害共済給付
- (2) こども総合保険 (AIG 損害保険株式会社)
保険の種類 傷害保険

(守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項)

第 13 条 当園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその保護者の秘密を漏らしてはならない。

- (2) 当園は、職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその保護者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2 当園は以下の目的のため、必要の範囲で、園児及びその家族の個人情報を収集・利用する。

- (1) 入園、退園及び卒園に係る手続き等のため
- (2) 教育・保育及び健康に関する必要な記録を作成するため
- (3) 基本保育料に基づき、給付事務手続き等のため
- (4) 大和郡山市、医療機関、保健機関及び児童相談機関等に対し必要な情報提供を行うため

3 当園は、小学校、その他の教育・保育施設及びその他の機関に対し、園児及びその家族に関する個人情報を提供する場合があるため、文書により保護者の同意を得るものとする。

4 当園は、上記のほか、園児及びその家族に関する個人情報を外部へ提供する際には、文書により保護者の同意を得るものとする。

(保護者に対する支援)

第 14 条 当園は、園児の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、園児又は保護者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行う。

(教育・保育等に関する評価)

第 15 条 当園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

- 2 保育教諭等の自己評価及び当園の自己評価については、年に 1 回行い、その結果を公表する。
- 3 外部評価については、年に 1 回行い、その結果を公表する。

(記録の整備)

第 16 条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの期間保存するものとする。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5 年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5 年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5 年間保存 |
| (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5 年間保存 |

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5 年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定こども園園児指導要録 | 6 年間保存 |
| (7) 学籍に関する記録 | 20 年間保存 |

附則

- 1 本規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程は令和 4 年 3 月 9 日に改訂し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本規程は令和 5 年 3 月 1 日に改訂し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本規程は令和 6 年 3 月 1 日に改訂し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本規程は令和 7 年 3 月 17 日に改訂し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。